

# 明石市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

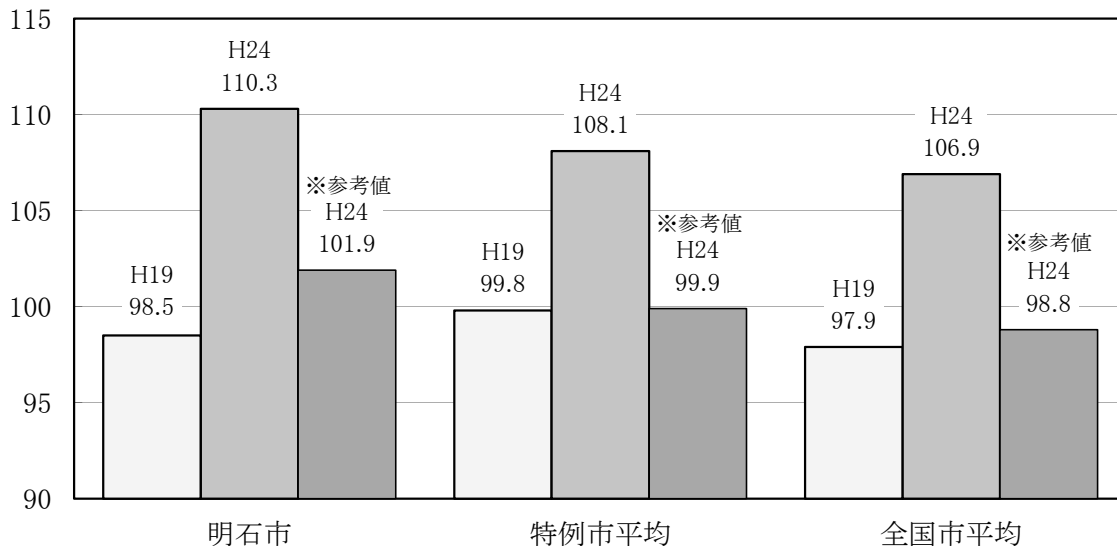
区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 293,593	千円 98,480,195	千円 1,054,082	千円 17,909,120	% 18.2	% 18.0

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体(特例市) 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 1,732	千円 7,693,548	千円 2,456,421	千円 2,892,564	千円 13,042,533	千円 7,530	千円 6,530
短時間 除く場合	人 1,732	千円 7,034,371	千円 2,328,030	千円 2,710,677	千円 12,073,078	千円 6,971	

- (注) 1 職員数は4月1日現在の再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く正規職員の人数である。  
 2 上段の給与費は、正規職員だけでなく、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を含む全職員の給与費である。  
 下段の給与費は、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く正規職員の給与費である。  
 3 上段の一人当たり給与費は、全職員の給与費を正規職員数だけで除した場合の給与費である。  
 下段の一人当たり給与費は、正規職員の給与費を正規職員数で除した場合の給与費である。  
 4 職員手当には、退職手当を含まない。  
 5 特別職は含まない。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
明石市	98.5	98.6	101.7	101.9	101.7	101.9
対前年増減		△ 2.4	0.1	3.1	0.2	△ 0.2

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
明石市	105.3	108.6	108.8	108.6	108.3
対前年増減	0.1	3.3	0.2	△ 0.2	△ 0.3

- (注) 1 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。
- 2 「ラスパイレス指数」より「地域手当補正後ラスパイレス指数」の数字が高い理由は、国家公務員の地域手当支給率3%に対し、明石市の同支給率が10%となっているためであるが、国家公務員が勤務する明石市内の9官署は法律等に基づき手当支給率10%の地域に指定されており、当市庁舎はこれらの官署指定の地域内にあるため、地域手当支給率はこの国の官署指定による10%に準拠している。
- 3 平成24年度から、地域手当を国の地域指定による支給率に準じ3%とする。ただし、明石市域内において、現行の支給率が10%である国の官署指定が継続されている間に限り、7.5%とする。なお、平成24年4月1日より、毎年度0.5%ずつ引き下げる4年間の経過措置を講じる。

## 2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	135,600	160,900	208,500	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	399,600	416,800	435,800	469,200	491,700

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
明石市	43.1 歳	343,100 円	455,163 円	410,820 円
兵庫県	44.1 歳	338,200 円	427,386 円	387,529 円
国	42.8 歳	304,944 (329,917) 円	-	372,906 (401,789) 円
特例市	42.6 歳	330,972 円	420,872 円	381,124 円

#### ②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
明石市	46.5 歳	281 人	342,496 円	443,495 円	398,651 円
うち清掃職員	46.5 歳	74 人	348,222 円	492,312 円	408,850 円
うち用務員	45.9 歳	72 人	336,919 円	402,840 円	388,136 円
うち学校給食員	46.8 歳	27 人	334,596 円	389,672 円	384,658 円
うち自動車運転手	44.8 歳	38 人	337,623 円	442,461 円	397,957 円
うち守衛	47.7 歳	8 人	353,275 円	513,026 円	419,143 円
兵庫県	51.7 歳	686 人	332,200 円	398,136 円	365,726 円
国	49.7 歳	3,479 人	270,465 (285,030) 円	-	307,506 (323,181) 円
特例市	46.8 歳	187 人	324,324 円	387,178 円	363,059 円

区 分	民 間			参 考			
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
					明石市 (C)	民間 (D)	C/D
	-	-	-	-			
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	44.7 歳	288,200 円	1.71	7,511,308 円	3,989,200 円	1.88
うち用務員	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.95	6,342,680 円	2,861,400 円	2.22
うち学校給食員	調理士	42.5 歳	262,700 円	1.48	6,146,849 円	3,562,300 円	1.73
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	56.4 歳	265,900 円	1.66	6,851,946 円	3,489,700 円	1.96
うち守衛	守衛	59.0 歳	244,500 円	2.10	7,784,981 円	3,467,700 円	2.24

- (注) 1 民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21年～23年の3ヶ年平均)  
2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### ③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
明石市	37.8 歳	308,990 円	429,269 円
特例市	39.9 歳	318,958 円	412,027 円

### ④医師・歯科医師職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
明石市	61.7 歳	604,800 円	1,133,906 円	891,906 円
国	50.2 歳	492,913 円	-	820,695 円
特例市	42.8 歳	473,407 円	1,085,976 円	687,402 円

### ⑤薬剤師・医療技術職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
明石市	42.4 歳	327,129 円	424,684 円	373,534 円
国	44.6 歳	309,588 円	-	350,029 円

### ⑥看護保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
明石市	56.8 歳	383,913 円	489,193 円	420,384 円
国	45.7 歳	313,617 円	-	342,896 円
特例市	37.8 歳	297,285 円	376,223 円	325,191 円

### ⑦高等(特殊、各種、専修)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
明石市	46.1 歳	381,405 円	475,119 円	447,702 円
兵庫県	46.1 歳	389,100 円	455,933 円	-
国	44.3 歳	384,458 円	-	450,471 円
特例市	44.3 歳	384,458 円	450,471 円	-

⑧小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
明石市	43.6 歳	359,987 円	428,507 円	418,051 円
兵庫県	43.2 歳	364,600 円	418,576 円	-
特例市	41.2 歳	322,661 円	374,910 円	-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。  
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		明石市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	184,200 円	174,330 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	151,300 円	140,888 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	151,300 円	137,280 円	-
消防職	大学卒	184,200 円	-	-
	高校卒	154,400 円	-	-
医師・歯科医師職	大学卒	274,600 円	-	-
薬剤師・医療技術職	大学卒	196,000 円	-	-
看護保健職	短大卒	203,900 円	-	-
高校教育職	大学卒	198,022 円	194,708 円	-
	短大卒	177,157 円	-	-
幼稚園教育職	大学卒	194,500 円	-	-
	短大卒	172,800 円	-	-

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成24年4月1日現在)

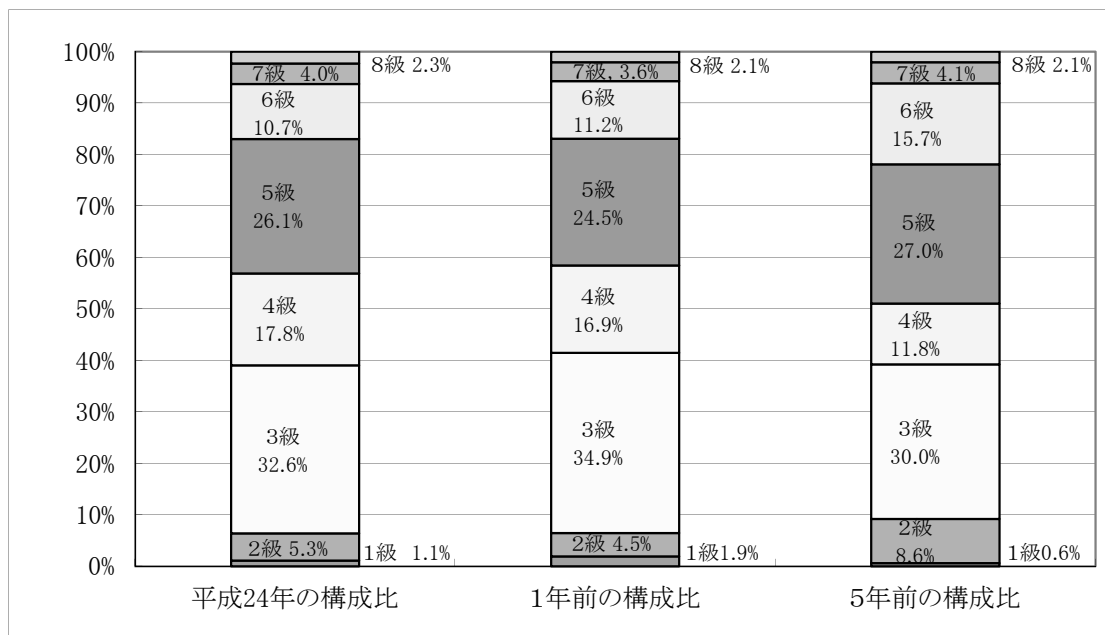
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	278,429 円	325,322 円	368,656 円
	高校卒	241,200 円	279,100 円	311,650 円
技能労務職	高校卒	216,400 円	277,233 円	302,350 円
消防職	大学卒	250,452 円	324,714 円	371,400 円
	高校卒	227,700 円	290,100 円	346,660 円
医師・歯科医師職	大学6卒	- 円	- 円	- 円
医療技術職	短大卒	- 円	- 円	330,600 円
看護保健職	短大卒	- 円	- 円	- 円
高等学校教育職	大学卒	- 円	- 円	389,368 円
幼稚園教育職	大学卒	281,650 円	350,750 円	- 円
	短大卒	268,300 円	- 円	370,575 円

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

##### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	事務職員、技術職員	11人	1.1%
2級	事務職員、技術職員	54人	5.3%
3級	事務職員、技術職員	331人	32.6%
4級	主任	181人	17.8%
5級	係長	265人	26.1%
6級	課長	109人	10.7%
7級	次長、参事	41人	4.0%
8級	理事、部長、参与	23人	2.3%

- (注) 1 明石市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



##### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映は行っていない。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

明 石 市		国	
1人当たり平均支給額(23年度)		-	
1,565 千円			
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(注)( )内は、再任用職員に係る支給割合である。		(注)( )内は、再任用職員に係る支給割合である。	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
		・管理職加算 10～25%	

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当への勤務実績の反映は行っていない。

### (2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

明 石 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職 特例措置として2～20%を加算			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
勤続中の役職に応じた調整額を別途支給			勤続中の役職に応じた調整額を別途支給		
1人当たり平均支給額 22,497 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		826,089 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		476,957 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全市域	9.5 %	1,732 人	3 %

※国官署指定は10%  
前述の地域手当補正後ラスパイレ  
ス指数参照

(注) 平成24年度から、地域手当を国の地域指定による支給率に準じ3%とする。ただし、明石市域内において、現行の支給率が10%である国の官署指定が継続されている間に限り、7.5%とする。なお、平成24年4月1日より、毎年度0.5%ずつ引き下げる4年間の経過措置を講じる。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度以降
地域手当支給率	10.0%	9.5%	9.0%	8.5%	8.0%	7.5%

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)		78,854 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		157,394 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		28.9 %	
手当の種類(手当数)		34	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
行政職			
災害応急作業手当		異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査	1日につき730円
		異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する業務で心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの	1日につき840円 (100/100の加算有)
建築主事手当	建築基準法に基づく建築主事として任命された職員		月額3,500円
下水道施設点検業務手当		下水道の暗渠施設及び管渠施設の点検業務に従事したとき	1日につき220円
卸売市場早出勤務手当	卸売市場に勤務する職員	せり立会のため、早出勤務したとき	1日につき500円
社会福祉施設勤務手当	福祉事務所に勤務する社会福祉法第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う職員及び同項第2号に規定する現業を行う職員	訪問指導、相談等の業務に1時間以上従事したとき	1日につき200円
	知的障害者福祉法第19条第2項の規定に基づき設置される知的障害者援護施設に勤務する職員	利用者の支援の業務に従事するもの	月額2,000円
	児童福祉法第35条第1項の規定に基づき設置される肢体不自由児通園施設に勤務する職員	園児等の指導又は療育の業務に従事するもの	月額1,000円
機械保守点検等業務手当	明石クリーンセンターに勤務する技術職の職員	焼却炉設備及び集じん設備内において、整備、点検及び清掃業務に従事したとき	1日につき500円
	魚住清掃工場に勤務する技術職の職員	機械の保守点検等の業務に従事したとき	1日につき260円
	浄化センターに勤務する技術職の職員	機械の保守点検等の業務に従事したとき	1日につき220円
用地取得等交渉事務手当	用地の取得、家屋の移転その他区画整理事業、市街地再開発事業等の事業で市長が指定するものに係る交渉事務に従事する職員	1時間以上当該交渉事務に従事したとき	1日につき200円
感染症等防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する消毒作業に従事したとき	1日につき290円
		家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病(市長が別に定めるものに限る。)の病原体に汚染されている家畜又は汚染されている疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき	1日につき290円
理化学検査手当	環境政策課又は下水道施設課に勤務する職員	理化学検査に従事したとき	1日につき200円
行旅死亡人等取扱業務手当		行旅死亡人取扱業務に従事したとき	1件につき1,200円
		行旅病人取扱業務に従事したとき	1件につき500円

主任技術者手当	第3種以上の電気主任技術者の免許を有する者で、電気事業法に基づく電気主任技術者又は第2種以上のボイラー・タービン主任技術者の免許を有する者で、電気事業法に基づくボイラー・タービン主任技術者として選任し、経済産業大臣に届け出たもの		月額2,900円
ボイラー作業主任者手当	労働安全衛生法に基づくボイラー作業主任者として選任されたもの		月額2,900円
消防業務手当		火災出動	1回につき2時間未満出動 350円 2～3時間未満出動 450円 3時間超出動 580円
		救急出動	1回につき2時間未満出動 200円 2時間超出動 270円 (救急救命士の資格を有するものにあつては、1回につき、270円を加算す)
		救助出動	1回につき2時間未満出動 350円 2～3時間未満出動 450円 3時間超出動 580円
		機関員として指定され従事する業務	1勤務につき150円
		はしご付消防ポンプ自動車のはしごに登はんする業務のうち、規則で定めるもの	1回につき320円
		潜水器具を着用して従事する潜水業務	1回につき310円
		建物延焼火災、地震、風水害等の大規模災害又はサリン等による人身被害の防止に関する法律第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の発散若しくはこれらに相当する特殊災害の発生時において、規則で定める職員が行う緊急指令業務	1回につき350円
		上記に掲げる業務が爆発を伴う大規模な火災が発生している区域若しくは爆発等の危険性が著しく高い区域又は特殊危険物質等が発散している区域若しくは放射性物質等の漏洩により人体に著しく危険な区域において行われた場合	1日につき2,600円を加算
医療職			
医療業務手当	医師の資格を有する職員	医療業務に従事した場合等	勤務1月につき、職員の給料月額額の100/100に相当する額の範囲内
技能労務職			
災害応急作業手当		異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	1日につき730円
		異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する業務で心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの	1日につき840円 消防組織法に基づく消防活動等 1,680円
環境衛生業務手当		環境衛生業務に従事したとき	1日につき200円
道路整備作業手当		道路整備等の作業に従事したとき	1日につき300円



公園等整備作業手当		公園等の整備作業に従事したとき	1日につき200円
下水道施設清掃業務手当		下水道の暗渠施設及び管渠施設の清掃作業に従事したとき	1日につき220円
葬祭事業業務手当		遺体輸送等の業務に従事したとき	1日につき300円
		火葬作業に従事したとき	1日につき500円
社会福祉施設勤務手当		園児等の指導又は療育の業務に従事したとき	月額1,000円
し尿収集運搬作業手当		し尿の収集、運搬作業に従事したとき	1日につき給料月額 の1000分の3.5に相当する額
じん芥処理作業手当		じん芥の運搬及び廃棄物処理施設等の清掃作業に従事したとき	1日につき400円
じん芥埋立処分作業手当		じん芥埋立処分作業に従事したとき	1日につき500円
じん芥等収集運搬作業手当		基本収集回数を超えて、じん芥の収集、運搬作業に従事したとき又は荒天時に市長が特に不快若しくは困難と認めるじん芥の収集、運搬作業に従事したとき	1回につき給料月額 の1000分の3.5以内 で別に定める額
ごみクレーン清掃作業手当		クレーン及びフロアの清掃作業に従事したとき	1日につき400円
焼却炉内等点検業務手当		焼却炉設備及び集じん設備内において、整備、点検及び清掃作業に従事したとき	1日につき500円
浄化センター勤務手当		下水処理施設の清掃等の作業に従事したとき	1日につき400円
作業兼務手当		自動車運転手が運転業務と併せて市長が定める作業に従事したとき	1日につき200円 特殊作業自動車の 運転に従事する場 合は、1日につき 180円を加えた額
感染症等防疫作業手当		感染症等の防疫作業に従事したとき	1日につき290円
病院事業勤務手当		ボイラー技師又は電気工事士の免許を有する職員で、危険作業に従事したとき	1日につき200円
教育職			
指導主事業務手当	副主幹、係長又はこれらに準ずる職にある指導主事	職員が本務以外に教育事務に従事したとき	月額17,000円
	その他の指導主事(次長、課長又はこれらに準ずる職にある者を除く。)		月額11,000円
幼児教育相談・障害児教育指導業務手当		職員が幼稚園に設置した学校教育法第75条に準じた学級を直接担当し、主としてその学級の指導業務に従事したとき	月額 給料月額の 100分の5に相当する額
教員特殊業務手当	教育委員会の命令により、又は学校の管理下において行う非常時災害時等の緊急業務	ア 非常災害時における園児、児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務(下記のイの業務に該当するものを除く。)	1日につき6,400円 の範囲内において 教育委員会が規則 で定める額
		イ 非常災害時における学校に設置された避難所の運営等の救助の業務	当該業務に従事した行政職の職員との均衡を考慮し、市長の承認を得て教育委員会規則で定める額
		ウ 園児又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	1日につき6,000円
		エ 園児又は生徒に対する緊急の補導業務	1日につき6,000円
		修学旅行、臨海学校、林間学校等(学校が計画し、実施するものに限る。)において、生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	1日につき3,400円

	教育委員会が定める対外運動競技等において、生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	1日につき3,400円
	高等学校の入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が指定する日に実施する入学試験に伴う業務	1日につき900円
	学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	1日につき2,400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	538,408 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	360 千円
支給実績(22年度決算)	515,703 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	345 千円

(6) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)扶養親族 6,500円 (3)配偶者がいない場合の1人目の扶養親族 11,000円 (4)16歳の年度初めから22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ		246,584 千円	254,473 円
住居手当	(1)借家居住者 家賃負担額に応じて、27,000円を限度として支給 (参考) 家賃負担額が、55,000円以上の場合、27,000円を支給 (2)自宅居住者 世帯主 3,500円 (平成25年1月から 1,600円)	異なる	国の制度: 自宅居住者 支給なし	149,884 千円	118,019 円

通勤手当	(1)交通機関利用者 運賃相当額 (月55,000円を限度) (6箇月定期券等の価額による一括支給を基本とする) (2)自動車・自転車利用者 通勤距離に応じ24,500円を限度として支給 (参考) 通勤距離が、60km以上の場合 24,500円を支給	同じ		194,566 千円	121,680 円
管理職手当	部長級 理事 120,100円 部長 112,800円 参与 103,200円 次長級 次長 91,500円 参事 84,600円 課長級 課長 74,300円 副課長 59,300円	同じ		218,482 千円	929,712 円

## 6 特別職の報酬等の状況（平成24年10月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	市長(給与30%カット)	758,800円 (カット前 1,084,000円)	(参考)特例市における最高/最低額 1,130,000 円 / 498,500 円	
	副市長(給与16%カット)	751,800円 (カット前 895,000円)	950,000 円 / 650,000 円	
	公営企業管理者 常勤の監査委員	681,000円 528,000円		
	報酬	議長 732,000円 副議長 667,000円 議員 602,000円	770,000 円 / 527,400 円 720,000 円 / 466,000 円 670,000 円 / 438,800 円	
期末手当	市長(給与30%カット)	(23年度支給割合) 年間3.9月分	3,551,184円 (カット前 5,073,120円)	
	副市長(給与16%カット)		3,518,424円 (カット前 4,188,600円)	
	公営企業管理者 常勤の監査委員		3,187,080円 2,471,040円	
	議長 副議長 議員		3,425,760円 3,121,560円 2,817,360円	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×在職月数×41.0/100	14,933,184円	任期ごと
			(カット前 21,333,120円)	
	副市長	給料月額×在職月数×25.0/100	9,021,600円	任期ごと
			(カット前 10,740,000円)	
公営企業管理者 常勤の監査委員	給料月額×在職月数×20.0/100 給料月額×在職月数×18.5/100	6,537,600円 4,688,640円	任期ごと 任期ごと	
備考				

- (注) 1 平成24年4月より、市長などの給料月額を約4.6%、議員の報酬月額を約4.3%引き下げた。  
 2 期末手当＝(給料月額＋給料月額×役職加算20%)×年間3.90月分  
 3 退職手当の「1期の手当額」は、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

新たな行政改革実施計画(平成23年度～平成25年度)のもと、総人件費の削減はもとより、健全な財政構造への転換とスリムで効率的な組織体制の構築を図るため、総職員数の削減に努めた結果、また市民病院の地方独立行政法人化も伴い、平成24年4月1日時点の総職員数は2,019名となり、昨年と比較して367名の減となっています。

今後も行政サービスの良質で安定した提供体制を維持しつつ、より一層、事務の簡素化、効率化に努めるとともに再任用職員や任期付職員への置き換えを行うなど、引き続き、総職員数の削減に取り組みます。

(各年4月1日現在)

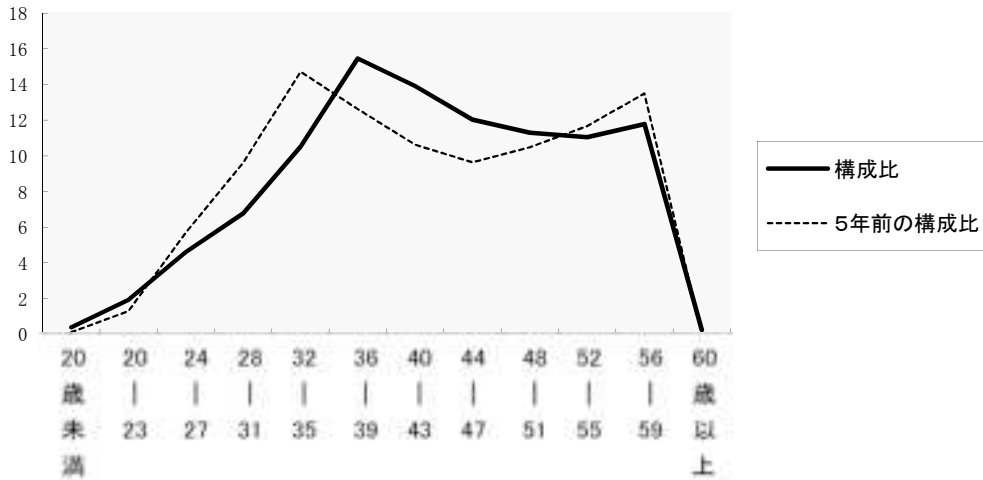
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成24年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	13	13	0	財政基盤の強化に伴う職員数の増など
		総 務	324	349	25	
		税 務	83	82	△ 1	
		労 働	1	1	0	
		農水産	23	23	0	
		商 工	31	26	△ 5	
		土 木	193	187	△ 6	
		民 生	289	289	0	
		衛 生	183	193	10	
	計	1,140	1,163	23	<参考> 人口1万人当たり職員数 39.6 人 (特例市の人口1万人当たり職員数 44.12 人)	
教育部門	359	373	14			
消防部門	234	241	7			
小 計	1,733	1,777	44	<参考> 人口1万人当たり職員数 60.5 人 (特例市の人口1万人当たり職員数 62.82 人)		
公営企業計等部門	病 院	354	0	△ 354	市民病院の地方独立行政法人化	
	水 道	73	74	1		
	交 通	55	0	△ 55	市バス事業の廃止	
	下水道	85	85	0		
	その他	86	83	△ 3		
小 計	653	242	△ 411			
合 計		2,386	2,019	△ 367		
実働総職員数	[ 2,262 ]	[ 1,919 ]	[ △343 ]	<参考>		
条例定数	[ 2,300 ]	[ 1,950 ]	[ △350 ]	人口1万人当たり職員数 68.8 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を含まない。

2 [ ]内の数は、条例の規定により休職者、派遣職員などを含まない。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）

(例) %



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
H24	8	39	93	137	212	312	281	243	228	223	238	5	2,019
H19	3	34	149	251	385	330	278	252	274	305	353	2	2,616

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	1,235	1,214	1,165	1,141	1,140	1,163	△ 72 (△ 5.8%)
教育	395	372	365	357	359	373	△ 22 (△ 5.6%)
消防	237	244	239	233	234	241	4 (1.7%)
普通会計計	1,867	1,830	1,769	1,731	1,733	1,777	△ 90 (△ 4.8%)
公営企業等会計計	749	736	703	679	653	242	△ 507 (△ 67.7%)
総合計	2,616	2,566	2,472	2,410	2,386	2,019	△ 597 (△ 22.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 交通事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	1,033,318	△9,325	892,082	86.3	79.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	人 52	千円 231,880	千円 83,338	千円 89,870	千円 405,088	千円 7,790
短時間 除く場合	人 52	千円 229,894	千円 82,589	千円 89,494	千円 401,977	千円 7,730

(参考)市町村平均 (政令指定都市を除く) 一人当たり給与費
千円 6,224

- (注) 1 職員数は3月31日現在の再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く正規職員の人数である。
- 2 上段の給与費は、正規職員だけでなく、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を含む全職員の給与費である。  
下段の給与費は、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く正規職員の給与費である。
- 3 上段の一人当たり給与費は、全職員の給与費を正規職員数だけで除した場合の給与費である。  
下段の一人当たり給与費は、正規職員の給与費を正規職員数で除した場合の給与費である。
- 4 職員手当には、退職手当を含まない。
- 5 特別職は含まない。

#### ② 特記事項

交通事業については、平成23年度末に廃止した。

## (2) 水道事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 6,189,826	千円 355,309	千円 858,992	% 13.9	% 14.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
23年度	人 72	千円 362,061	千円 86,420	千円 133,902	千円 582,383	千円 8,089
短時間 除く場合	人 72	千円 316,220	千円 79,119	千円 123,046	千円 518,385	千円 7,200

(参考)市町村平均 (政令指定都市を除く) 一人当たり給与費
千円 6,350

- (注) 1 職員数は3月31日現在の再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く正規職員の人数である。
- 2 上段の給与費は、正規職員だけでなく、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を含む全職員の給与費である。  
下段の給与費は、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く正規職員の給与費である。
- 3 上段の一人当たり給与費は、全職員の給与費を正規職員数だけで除した場合の給与費である。  
下段の一人当たり給与費は、正規職員の給与費を正規職員数で除した場合の給与費である。
- 4 職員手当には、退職手当を含まない。
- 5 特別職は含まない。

### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
明 石 市	49.6 歳	348,496 円	519,675 円
団 体 平 均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

明石市		明石市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(平成23年度)		1人当たり平均支給額(平成23年度)	
1,380 千円		1,565 千円	
(平成23年度支給割合)		(平成23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(注)( )内は、再任用職員に係る支給割合である。		(注)( )内は、再任用職員に係る支給割合である。	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

明石市			明石市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	同左		
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分			
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分			
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分			
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分			
その他の加算措置 定年前早期退職 特例措置として2～20%を加算 勤続中の役職に応じた調整額を別途支給					
1人当たり平均支給額	25,950	千円	1人当たり平均支給額	22,497	千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（平成24年4月1日現在）

支給実績(平成23年度決算)			38,181 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)			393,617 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)		
全市域	9.5 %	97 人	10 %		

※国官署指定は10%  
前述の地域手当補正後ラスパイレ  
ス指数参照

（注）平成24年度から、地域手当を国の地域指定による支給率に準じ3%とする。ただし、明石市域内において、現行の支給率が10%である国の官署指定が継続されている間に限り、7.5%とする。なお、平成24年4月1日より、毎年度0.5%ずつ引き下げる4年間の経過措置を講じる。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度以降
地域手当支給率	10.0%	9.5%	9.0%	8.5%	8.0%	7.5%

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(平成23年度決算)		2,009 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		62,778 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)		33.0 %	
手当の種類(手当数)		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
停水事務手当	営業課で停水事務に従事する職員	停水事務に従事	月額1,500円
道路上作業手当	技能労務職	技能職員が、道路上において交通を遮断することなく行う給・配水管布設工事等にかかる作業に従事	1日当たり300円
緊急出勤手当	水道部職員	給・配水管その他施設の緊急補修にかかる勤務時間外の緊急出勤	1回当たり600円
電気主任技術者手当	第3種以上の電気主任技術者の免許を有する者で、電気事業法に基づく電気主任技術者又は第2種以上のボイラー・タービン主任技術者の免許を有する者で、電気事業法に基づくボイラー・タービン主任技術者として選任し、経済産業大臣に届け出たもの	水道事業の電気設備の維持管理上必要で、選任された業務に従事	月額3,000円



水質管理手当	浄水場において水質管理業務に従事する職員	浄水場における水質管理業務に従事	1日当たり 昼間 250円 夜間 500円
薬物取扱手当	水質検査係に勤務する職員	水質検査に必要な薬物を使用し、理化学検査に従事	1日当たり 200円
汚泥槽清掃作業手当	浄水場に勤務する職員	清掃排泥槽、濃縮槽、沈殿池又ま洗浄排水槽の清掃作業に従事	1日当たり 300円
収納手当	営業課に勤務する職員	料金等の集金業務に従事	過年度未収料金 1件当たり 25円 当該年度未収料金 1件当たり 10円 1月間合計集金額 1,000円につき5円
災害応急作業手当	水道部職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害発生した箇所等で行う避難救助、保守作業等に従事	応急作業若しくは作業のための調査業務 1日当たり 730円 避難救助等心身に著しい負担を与えると管理者が認めるもの 1日当たり 840円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	12,000 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	133 千円
支給実績（平成22年度決算）	17,289 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	184 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)扶養親族 6,500円 (3)配偶者がいない場合の1人目の扶養親族 11,000円 (4)16歳の年度初めから22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ		13,521 千円	233,116 円
住居手当	(1)借家居住者 家賃負担額に応じて、27,000円を限度として支給 (参考) 家賃負担額が、55,000円以上の場合、27,000円を支給 (2)自宅居住者 世帯主 3,500円 (平成25年1月から 1,600円)	同じ		5,517 千円	84,869 円
通勤手当	(1)交通機関利用者 運賃相当額 (月55,000円を限度) (6箇月定期券等の価額による一括支給を基本とする) (2)自動車・自転車利用者 通勤距離に応じ24,500円を限度として支給 (参考) 通勤距離が、60km以上の場合24,500円を支給	同じ		8,980 千円	94,522 円

管理職手当	部長級		同じ		6,214 千円	887,669 円
	理事	120,100円				
	部長	112,800円				
	参与	103,200円				
	次長級					
	次長	91,500円				
	参事	84,600円				
課長級						
課長	74,300円					
副課長	59,300円					